

専利権無効宣告処理ガイドライン

公布日：2022

公布機関：国家知識産権局

一、ガイドラインの適用範囲

本部分は、専利権無効宣告の処理に適用される。

二、項目情報

項目名称：専利権無効宣告

子項目名称：無

審査承認類別：非行政許可審査承認

項目番号：33005

三、処理根拠

「専利法」第四十五条によると、国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合、国務院専利行政部門に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる。

四、受理機関

国家知識産権局専利局

五、決定発行機関

国家知識産権局専利局

六、無効宣告請求条件

国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、専利権の付与が「専利法実施細則」第六十五条第二項における「専利が付与された発明創造が専利法第二条、第二十条第一項、第二十二條、第二十三條、第二十六條第三項、第四項、第二十七條第二項、第三十三條、又は本細則第二十条第二項、第四十三條第一項の規定に合致しないか、若しくは専利法第五条、第二十五條の規定に該当するか、又は専利法第九條の規定に基づいて専利権を付与できない」等の状況に合致していないと認めた場合、国家知識産権局専利局に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる。

七、無効宣告請求資料

無効宣告請求人は、専利局審判・無効審理部に紙の無効宣告請求書類を提出するに当たって、以下の資料を提出しなければならない。

1. 無効宣告請求人は、無効宣告請求書原本（1部）を提出し、理由を説明し、必要に応じて

関連証拠の原本（1部）を添えなければならない。請求人は、国家知識産権局の政府ウェブサイト（www.cnipa.gov.cn）にログインして、無効宣告請求書様式をダウンロードすることができる。無効宣告請求人は、法廷で中間文書又は関連証拠1式を原本1部とコピー1部の計2部提出しなければならない。

2. 無効宣告請求人は、無効宣告手続において専利代理機構に委託する場合、専利局審判・無効審理部に無効宣告手続授権委託書原本（1部）を提出しなければならない。請求人は、国家知識産権局の政府ウェブサイト（www.cnipa.gov.cn）にログインして、無効宣告授権委託書様式をダウンロードすることができる。

3. 無効宣告請求人の主体資格証明書原本（1部）。

八、無効宣告請求の提出方式

1. 郵送

請求人は、郵送で無効宣告請求書類を提出することができる。郵送先住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局専利局審判・無効審理部

2. 手渡し

請求人は、専利局受理窓口において、無効宣告請求書類を提出することができる。専利局審判・無効審理部は国家知識産権局専利局の受理ホールに窓口が設けられている。住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局専利局受理ホール審判・無効業務窓口。

3. 電子的提出

請求人は、中国専利電子出願のユーザーとして登録をし、中国専利電子出願網にログインして電子出願利用者クライアントソフトをダウンロードし、審判無効電子請求モジュールを利用して無効宣告請求書類を提出することができる。

九、無効宣告手続の処理手順

（一）手続の処理

1. 無効宣告請求書類の提出及び無効宣告請求費用の納付

無効宣告請求人は、無効宣告請求書類の提出日から1ヶ月以内に無効宣告請求費用を全額納付しなければならない。

無効宣告請求費用の納付方式：

（1）郵便振込

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号

カスタマーチャットID：110000860

受取人：国家知識産権局専利局収費処

(2) 銀行振込

受取銀行：中信銀行北京知春路支店

口座番号：7111 7101 8260 0166 032

専利費用徴収口座名義：国家知識産権局専利局

(3) オンライン納付

電子出願の登録ユーザーは中国専利電子出願網（cponline.cnipa.gov.cn）にログインして費用を納付することができる。

2. 無効宣告請求受理通知書

無効宣告請求が方式審査を経て専利法及びその実施細則並びに審査指南の関連規定に合致している場合、国家知識産権局専利局は、請求人及び専利権者に対して受理通知書を発出する。

3. 無効宣告請求補正通知書

無効宣告請求が方式審査を経て、専利法及びその実施細則並びに審査指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、国家知識産権局専利局は、請求人及び専利権者に対して補正通知書を発出する。請求人は、補正通知書を受け取った日から起算する指定期限内に補正しなければならない

4. 無効宣告請求みなし未提出通知書

無効宣告請求が以下の状況の一つに該当する場合、国家知識産権局専利局は、請求人に対して、みなし未提出通知書を発出する。

(1) 請求人が、補正通知書の指定期限内に補正しなかった場合

(2) 請求人が、指定期限内に補正したが2回補正してもなお同様の欠陥が存在する場合

(3) 請求人が、無効宣告請求日から1ヶ月以内に無効宣告請求費用を納付しなかった場合又は全額の納付をしなかった場合

5. 無効宣告請求不受理通知書

無効宣告請求が以下の状況の一つに該当する場合、国家知識産権局専利局は、請求人に対して不受理通知書を発出する。

(1) 複数の請求人が、1件の無効宣告請求を共同で提出した場合（請求人が専利権者として同一人である場合を除く）

(2) 無効宣告請求の対象となる専利が権利付与されていない場合

(3) 無効宣告請求の対象となる専利が最初から放棄された場合、又は権利無効状態にある場合

(4) 請求人が、民事訴訟主体資格を有しない場合

(5) 中国で常驻地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、請求人として規定に従って専利代理機構に委託しなかった場合

(6) 専利権者が、その専利権に対して無効宣告請求を提出しかつ専利権の全部無効の宣告を請求した場合であって、提出された証拠が公開刊行物ではないとき、又は無効宣告請求人が共有に係る専利権の専利権者全員ではない場合

(7) 無効宣告請求の理由が、専利法実施細則第六十五条第二項に規定する理由に該当しない場合

(8) 無効宣告請求審査決定が下された後に、請求人が同一の専利について同様の理由及び証拠で無効宣告を請求した場合

(9) 請求人が、無効宣告理由を具体的に説明しなかったか場合、又は証拠を提出したが、提出された全ての証拠に併せて無効宣告理由を具体的に説明しなかった場合、又は各理由の根拠となる証拠を明記しなかった場合

(10) 専利権を付与された意匠が、他人が出願日前に取得した合法的権利と衝突していることを理由に意匠専利権の無効宣告を請求したが、請求人がその先行権利者又は利害関係者であることを証明できない場合、又は権利衝突を証明する証拠を提出しなかった場合

(二) 無効宣告手続の終了

以下の状況の一つに該当する場合、無効宣告手続は終了する。

(1) 審査決定が下される前に、請求人がその無効宣告請求を取り下げた場合、無効宣告手続は終了する。ただし、国家知識産権局専利局が、既に行われた審査に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告決定を下すことができると認めた場合を除く。

(2) 請求人が指定期限内に口頭審理通知書に回答せず、しかも口頭審理に参加しないことにより、その無効宣告請求が取り下げられたものとみなされた場合、無効宣告手続は終了する。

(3) 既に受理された無効宣告請求が受理条件に合致しないことにより却下された場合。

(4) 国家知識産権局専利局で無効宣告請求審査決定を行った後、当事者が当該審査決定を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴しなかった場合、又は人民法院の発効した判決で当該審査決定を維持した場合、無効宣告手続は終了する。

(5) 国家知識産権局専利局で専利権の全部無効を宣告する旨の審査決定を行った後、当事者が当該審査決定を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴しなかった場合、又は人民法院の発効した判決で当該審査決定を維持した場合には、当該専利権を対象に提出したその他の無効宣告手続はすべて終了する。

(三) 無効宣告手続の優先審査

以下の状況の一つに該当する無効宣告事件に対して、優先審査を請求することができる。

(1) 無効宣告事件に関わる専利権侵害紛争が生じ、当事者が既に地方の知識産権局による処理の請求、人民法院への提訴又は仲裁調停組織による仲裁調停の請求を行った場合

(2) 無効宣告事件に関わる専利が国家利益又は公共利益に重大な意義を持っている場合。

無効宣告事件の優先審査を請求する場合は、無効宣告請求人又は専利権者全員の同意を得なければならない。係争専利権侵害紛争を処理・審理する地方の知識産権局、人民法院又は仲裁調停組織は、無効宣告事件について優先審査を請求することができる。

当事者は、無効宣告事件の優先審査を請求する場合、優先審査請求書及び関連証明書類を提出しなければならない。優先審査請求書には、国务院の関係部門又は省級の知識産権局が推薦意見を記入しなければならない。地方の知識産権局、人民法院、仲裁調停組織は無効宣告事件の優先審査を請求する場合、優先審査請求書を提出するとともに理由を説明しなければならない。

国家知識産権局の政府ウェブサイト（www.cnipa.gov.cn）にログインして審判、無効宣告優先審査請求書をダウンロードすることができる。

十、無効宣告請求費用の徴収根拠及び基準

費用徴収根拠：「国家発展改革委員会、財政部による国家知識産権局行政事業性費用徴収基準の再発行等の関連問題に関する通知」（発改価格〔2017〕270号）、「財政部、国家発展改革委員会による一部の行政事業性費用の徴収停止・免除及びその関連政策の調整に関する通知」（財税〔2018〕37号）。

無効宣告請求費用について、発明専利は3,000元、実用新案専利は1,500元、意匠専利は1,500元である。

無効宣告費用は減額してはならない。

十一、審査結果

無効宣告請求の審査決定結論は以下の3種類に分けられる。

- (1) 専利権を有効なものとして維持する。
- (2) 専利権の一部を有効なものとして維持する。
- (3) 専利権の全部無効を宣告する。

十二、結果送達

専利局は、郵送で通知及び決定を当事者に送達する。通知及び決定が戻されて再郵送できない場合、専利局は専利公報で公告により当事者に通知する。公告日から1ヶ月を経過した時点で通知及び決定は既に送達されたとみなす。

十三、当事者の権利と義務

当事者は、国家知識産権局専利局の無効宣告審査決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に北京知識産権法院に提訴することができる。

当事者は、国家知識産権局専利局から下された関連手続上の決定に不服がある場合、法により不服審査を申し立てることができる。

十四、問合せ手段

(一) 電話での問合せ：(010) 62356655

(二) 手紙での問合せ：

問合せ先の名称：国家知識産権局専利局審判・無効審理部

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局専利局審判・無効審理部

十五、苦情申立ルート

(一) 電話による苦情申立：(010) 62083357

(二) オンライン苦情申立：

国家知識産権局審査業務評議プラットフォーム(<http://scywts.cnipa.gov.cn>)

(三) 手紙による苦情申立：

苦情受付部門：国家知識産権局信訪（投書陳情受付）室

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局信訪室

十六、事務所住所と勤務時間

(一) 事務所住所：

国家知識産権局専利局審判・無効審理部：北京市昌平区朱辛莊中路 国家知識産権局。

(二) 勤務時間：

営業日 8:00～17:00。

(三) 交通案内

国家知識産権局専利局審判・無効審理部：北五環路と北六環路の間に位置し、西側が京蔵（北京～チベット）高速道路に隣接し、南側が七北路の主要都市幹線道路であり、蓊門橋から約20キロ、東側の輕軌昌平線と地下鉄8号線の乗換駅（朱辛莊駅）から約2.3キロである。

十七、公開検索

請求人は中国と多国の専利審査情報照会システム (<http://cpquery.cnipa.gov.cn>) にログインして関連審査情報の照会を行うことができる。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/22/art_2644_166633.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。